

議案第43号

淀川左岸線（2期）の道路施設の一部の処分について

次の道路施設を売り払う。

1 道路施設 トンネル

所在地 大阪市福島区海老江8丁目

延長 275メートル

換気所建物

所在地 大阪市福島区海老江8丁目50番2の一部ほか

構造規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）

建築面積 754.11平方メートル

延床面積 4,095.32平方メートル

高架橋上部

所在地 大阪市福島区大開4丁目及び此花区高見1丁目

延長 457メートル

高架橋下部

所在地 大阪市福島区大開4丁目及び此花区高見1丁目

数量 3基

擁壁

所在地 大阪市福島区海老江8丁目、大開4丁目及び此花区高見1丁目

延長 298メートル

2 契約の相手方 大阪市北区中之島3丁目2番4号

阪神高速道路株式会社

3 契約金額 27,079,533,672円

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説明

本市所有の淀川左岸線（2期）の道路施設を売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

(議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。